



新潟県公報

令和 7 (2025) 年
10月17日(金)
第648号

目 次

告 示

○新潟県一般会計補正予算等	765
○新潟県一般会計補正予算	770
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	771
○肥料の登録	771
○肥料登録の有効期間の更新	772
○肥料登録の失効	773
○道路の供用開始	774

告 示

新潟県告示第441号

令和 7 年度新潟県一般会計補正予算（第 3 号）等については、令和 7（2025）年10月 9 日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和 7（2025）年10月17日

新潟県知事 福田 富 一

1 令和 7 年度新潟県一般会計補正予算（第 3 号）

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2021」を踏まえつつ、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、68億6,140万円の増額となり、既定予算が9,257億9,195万円であったので、補正後の予算総額は、9,326億5,335万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 県 税	273,000,000		273,000,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金	109,836,000		109,836,000
3 地 方 譲 与 税	46,100,000		46,100,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1,300,000		1,300,000
5 地 方 交 付 税	151,000,000		151,000,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,492,199		4,492,199
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,878,988		9,878,988
9 国 庫 支 出 金	97,223,250	917,147	98,140,397
10 財 産 収 入	1,685,256		1,685,256
11 寄 附 金	95,862		95,862

12	繰	入	金	31,262,374	9,171	31,271,545
13	繰	越	金	1,008,723	902,599	1,911,322
14	諸	収	入	139,109,298	3,036,483	142,145,781
15	県		債	59,200,000	1,996,000	61,196,000
	合		計	925,791,950	6,861,400	932,653,350

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 議 会 費	1,571,267	6,593	1,577,860
2 総 務 費	42,927,120	239,821	43,166,941
3 民 生 費	116,883,467	585,135	117,468,602
4 衛 生 費	67,375,866	554,723	67,930,589
5 労 働 費	1,893,981	6,391	1,900,372
6 農 林 水 産 業 費	36,572,497	107,387	36,679,884
7 商 工 費	129,382,335	3,207,330	132,589,665
8 土 木 費	76,832,585	2,000,000	78,832,585
9 警 察 費	47,856,281	19,470	47,875,751
10 教 育 費	189,230,158	134,550	189,364,708
11 災 害 復 旧 費	2,623,673		2,623,673
12 公 債 費	99,853,520		99,853,520
13 諸 支 出 金	112,289,200		112,289,200
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	925,791,950	6,861,400	932,653,350

(3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	202,697,860		202,697,860
2 公 共 事 業 費	54,744,267		54,744,267
3 建 設 事 業 費	64,975,851	2,504,460	67,480,311
4 公 債 償 還 費	99,853,520		99,853,520
5 主 要 義 務 費	142,194,528	304	142,194,832
6 税 交 付 金 等	112,289,200		112,289,200
7 一 般 行 政 費	97,142,702	559,516	97,702,218
8 受 託 事 務 費	3,006,096		3,006,096
9 県 単 補 助 金	17,480,664	766,720	18,247,384
10 県 単 貸 付 金	123,529,676	3,030,400	126,560,076

11 災 害 復 旧 費	2,547,895		2,547,895
12 直 轄 事 業 負 担 金	5,329,691		5,329,691
合 計	925,791,950	6,861,400	932,653,350

部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
〔経営管理部〕 1 私立学校給食費 保護者負担軽減 事業費	17,133	私立学校における給食食材費の高騰分に対する助成 ・対象校 3校 (小学校、中学校)
〔生活文化スポーツ 部〕 2 アンコンシャス・ バイアス解消に 向けた気運醸成 事業費	7,813	女性にとって魅力的なとちぎの実現に向けたアンコンシャ ス・バイアス解消のための取組に要する経費 ・事業内容 エピソードコンテストの開催、啓発動画等の制 作
〔保健福祉部〕 3 フードバンク活動 団体支援事業費	63,000	生活困窮者を支援するフードバンク活動等に対する助成 ・実施主体 フードバンク活動等実施団体 ・補助対象 食料品及び日用品等の購入、冷蔵・冷凍設 備、食品保管庫等の購入・設置等 ・補助限度額 300万円
4 日光市立足尾診療所 (仮称) 整備助成費	2,840	へき地医療提供体制確保のための日光市立足尾診療所 (仮 称) の整備に対する助成 ・補助率 1/2
5 重点医師偏在対策 支援区域診療所承継 ・開業支援事業費	393,398	県北・県西医療圏における医療提供体制確保のための診療所 の承継・開業に対する助成 1 施設整備事業費 319,440 ・補助対象 診療所の運営に必要な診療部門等の整備費 ・補助率 1/2 (国1/3、県1/6) 2 設備整備事業費 33,000 ・補助対象 診療所の運営に必要な医療機器等の整備費 ・補助率 1/2 (国1/3、県1/6) 3 定着支援事業費 40,958 ・補助対象 診療所の運営に係る人件費等 ・補助率 2/3 (国4/9、県2/9)
6 看護の魅力発信 事業費	6,290	本県出身の大関和をモチーフとするテレビドラマの放映を契 機とした看護の魅力発信に要する経費 ・事業内容 テレビドラマとタイアップした啓発資料や ショート動画の作成、各種イベントへのブース 出展等
7 私立幼稚園等給食費 保護者負担軽減 事業費	397,800	私立幼稚園等における給食食材費の高騰分に対する助成 ・対象施設 707施設 (私立幼稚園、認定こども園、私立保 育所等)

8 若い世代向け少子化対策情報発信強化事業費	11,737	少子化対策に関する若い世代向けの情報発信の強化に要する経費 1 特設ページ制作費 1,210 ・事業内容 少子化対策や県内企業を紹介する関連サイト情報を一元化したウェブページの制作 2 SNS広告配信費 10,527 ・事業内容 特設ページに誘導するためのデジタル広告の配信
〔環境森林部〕 9 県単公共事業費	50,000	(補正前) 309,925 → (補正後) 359,925 ・治山
〔産業労働観光部〕 10 ものづくり産業生産性向上支援事業費	101,107	米国関税措置の影響を受けるものづくり中小企業者等への支援に要する経費 1 専門相談員配置事業費 1,015 2 生産性向上支援事業費 100,092 (1) 生産性向上支援補助金 100,000 ・補助対象 機械装置費、工事費、システム導入費等 ・補助率 中小企業 1/2 以内 中堅企業 1/3 以内 ・補助限度額 10,000 (2) 事業可能性評価委員会開催費 92
11 産業活性化金融対策費	3,030,400	米国関税措置の影響を受ける中小企業者等の資金需要に対応するための「米国関税緊急対策資金」の創設に要する経費 [資金の概要] ・融資枠 100億円 ・資金使途 運転資金、設備資金 ・融資対象者 米国関税措置に係る取引先の減産等の影響を受けている又は受ける見込みである中小企業者等 ・融資利率 1.4%以内(保証付/責任共有制度対象) ・融資期間 10年以内(うち据置期間2年以内)
12 地域経済の持続的発展加速化事業費	8,000	米国関税措置の影響を受ける小規模事業者の経営改善に向けた商工会・商工会議所等が行う取組に対する助成 ・補助限度額 2,000千円/団体
13 テレビドラマを活用した情報発信・誘客促進事業費	11,271	本県出身の大関和をモチーフとするテレビドラマの放映を契機とした本県の魅力発信や誘客促進に要する経費 ・事業内容 テレビドラマとタイアップしたポスターや特集ホームページ等の作成、イベント開催PR等
14 とちぎリ・スキリング導入促進事業費	3,300	米国関税措置の影響を受ける中小企業者等の生産性向上を図るための教育訓練に対する助成 ・補助対象者 中小企業者等 ・補助限度額 165千円/者
15 とちぎ奨学金返還企業応援事業費	3,091	従業員の奨学金返還支援を行う中小企業者等に対する助成 ・補助率 1/2 ・補助上限額 90千円/人

〔産業労働観光部・農政部・議会事務局〕 16ベトナム・台湾におけるとちぎの魅力発信事業費	70,877	ベトナム・台湾におけるトップセールス等に要する経費 1 県産品、観光関係 63,145 2 農産物関係 7,732
〔農政部〕 17栃木のお米安定供給対策事業費	20,000	令和 8 年産米の安定供給に向けた「とちぎの星」の種子確保の取組に対する助成 ・事業主体 全農栃木県本部 ・補助対象 主食用米から種子への転用に要する経費 ・補助率 1/2 以内
18施設園芸暑熱対策支援事業費	10,000	施設園芸の暑熱対策に資する機器や資材の導入に対する助成 ・事業主体 農業協同組合、農業生産組織等 ・補助率 1/3 以内
19県単公共事業費	10,000	(補正前) 247,420 → (補正後) 257,420 ・農業農村
〔県土整備部〕 20広域公共交通連携検討事業費	9,600	L R T の J R 宇都宮駅西側延伸に合わせた公共交通ネットワークの広域化を図るための基礎調査に要する経費 1 広域移動需要性調査事業費 8,700 ・事業内容 鉄道沿線地域等における人流データの分析、アンケート調査 2 鉄道乗り入れ事例調査事業費 500 3 東武・L R T 交通結節機能調査事業費 400 ・事業内容 東武宇都宮駅周辺におけるバス利用状況等の調査
21県単公共事業費	800,000	(補正前) 14,565,934 → (補正後) 15,365,934 1 道路 700,000 2 都市計画 100,000
22緊急防災・減災対策事業費	1,000,000	災害に強い県土づくりの推進のための緊急防災・減災対策事業の実施に要する経費の補正 (補正前) 3,000,000 → (補正後) 4,000,000 ・河川・砂防
23公共事業関連調査費	200,000	防災・減災対策等の推進に向けた交付金事業等の円滑な導入のための測量、設計等に要する経費の補正 (補正前) 541,417 → (補正後) 741,417 1 道路 120,000 2 河川・砂防 80,000
〔教育委員会事務局〕 24岡本特別支援学校新校舎整備費	55,651	岡本特別支援学校の新校舎整備のための設計委託に要する経費 ・継続費 令和 7 (2025) ～ 9 (2027) 年度 ・継続費総額 130,410千円

25県立高等学校体育館 バリアフリースイレ 整 備 事 業 費	20,000	指定避難所に指定されている県立高等学校の体育館における バリアフリースイレの整備に要する経費 ・対象校 2校
26県立学校給食費 保護者負担軽減 事 業 費	41,766	県立学校における給食食材費の高騰分に対する助成 ・対象校 17校（特別支援学校、高等学校（夜間定時制））

2 令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算は、下水汚泥由来の指定廃棄物の処分に要する経費の補正に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	10,135,000		10,135,000	9,895,000	62,940	9,957,940
資本的収支	3,586,000		3,586,000	4,479,000		4,479,000
計	13,721,000		13,721,000	14,374,000	62,940	14,436,940

3 令和 7 年度栃木県電気事業会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算は、足尾発電所の工事等に要する経費の補正に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	3,964,000		3,964,000	3,042,000	△17,050	3,024,950
資本的収支	1,045,000		1,045,000	1,956,000	187,540	2,143,540
計	5,009,000		5,009,000	4,998,000	170,490	5,168,490

4 令和 7 年度栃木県水道事業会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算は、北那須水道事務所の設備更新に要する経費の補正に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,083,000	110	2,083,110	1,972,000	1,210	1,973,210
資本的収支	94,000		94,000	1,397,000		1,397,000
計	2,177,000	110	2,177,110	3,369,000	1,210	3,370,210

栃木県告示第442号

令和 7 年度栃木県一般会計補正予算（第 4 号）については、令和 7（2025）年10月 9 日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和 7（2025）年10月17日

栃木県知事 福田 富 一

令和 7 年度栃木県一般会計補正予算（第 4 号）

栃木県農漁業災害対策特別措置条例第 4 条第 2 号の規定に基づく資金の融通を円滑にする措置のための債務負担行為を追加する必要があることから、令和 7 年度栃木県一般会計予算を補正したものである。

債務負担行為補正の内容は、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項 名	限 度 額	説 明
農 漁 業 災 害 対 策 特 別 措置条例資金利子補給	2,497	農漁業災害対策特別措置条例の適用に伴う債務負担行為の追加 ・期間 令和 8 (2026) 年度から令和15 (2033) 年度まで

(財政課)

栃木県告示第443号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 7 (2025) 年度分の補助金等から適用する。

令和 7 (2025) 年10月17日

栃木県知事 福 田 富 一

産業労働観光部の部工業振興課の款に次のように加える。

ものづくり 産業生産性 向上支援補 助金	県内のものづくり中 堅企業者及び中小企 業者等が行う、米 国関税措置等による影 響に対応するための 効率的な生産方法の 導入や生産技術の高 度化、生産に必要な 原材料供給の効率化 等に資する生産設備 導入等に要する経費 の一部を補助するこ とにより、県内のも のづくり中小企業者 等の生産性向上・競 争力強化を図る。	ものづくり中小企業者等が行う、効率的 な生産方法の導入や生産技術の高度化、 生産に必要な原材料供給の効率化等に資 する生産設備導入等に要する次に掲げる 経費 1 調査等に要する経費 2 設計に要する経費 3 機械装置又は工具器具の購入、試 作、改良、据付け、借用又は修繕に要 する経費 4 工事に要する経費 5 システムの導入に要する経費 6 1 から 5 までに掲げるもののほか、 知事が特に必要と認める経費	中堅企業者にあつては当該 経費の 3 分の 1 以 内、 中 小 企 業 者 等 にあつては 当 該 経 費 の 2 分 の 1 以 内。ただし、 10,000,000 円を限度とす る。	中 堅 企 業 者、中小企 業者等
-------------------------------	---	--	--	-------------------------

(工業振興課)

栃木県告示第444号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第 7 条の規定により、肥料を登録したので、同法第16条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 (2025) 年10月17日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者 の 氏 名 又は名称及び住所	登 録 年 月 日
栃 木 県 第1929号	混合有機質 肥料	A G 米ぬか 有機 1 号	窒素全量 2.8 りん酸全量 3.5 加里全量 1.8	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	アイアグリ株式会 社 茨城県土浦市北神 立町 2 番地12	令 和 7 (2025) 年 4 月30日

栃 木 県 第 1930 号	混合有機質 肥料	トキタ植物 有機 2 号	窒素全量 2.8 りん酸全量 3.5 加里全量 1.8	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	トキタ種苗株式会 社 埼玉県さいたま市 見沼区大字中川 1069 番地	令 和 7 (2025) 年 9 月 5 日
-------------------	-------------	-----------------	--	---	---	------------------------------

栃木県告示第 445 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7（2025）年 10 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者 の 氏 名 又は名称及び住所	更 新 年 月 日
栃 木 県 第 1592 号	生石灰	28 苦土生石 灰	アルカリ分 95.0 く溶性苦土 28.0	該当なし	駒形石灰工業株式 会社 栃木県佐野市あく と町 4201 番地	令 和 7 (2025) 年 7 月 20 日
栃 木 県 第 1914 号	乾燥菌体肥 料	ソイパワー	窒素全量 6.5 りん酸全量 3.0	使用される原 料、含有を許さ れる有害成分の 最大量及びその 他の制 限 事 項 は、公定規格の とおり	太子食品工業株式 会社 青森県三戸郡三戸 町大字川守田字沖 中 68 番地	令 和 7 (2025) 年 8 月 6 日
栃 木 県 第 1915 号	混合石灰肥 料	タキグリーン ン 3 号	アルカリ分 40.0 可溶性苦土 6.0 内く溶性苦土 3.5	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	吉澤石灰工業株式 会社 栃木県佐野市宮下 町 7 番 10 号	令 和 7 (2025) 年 9 月 26 日
栃 木 県 第 1888 号	生石灰	顆粒 30 苦土 生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	有限会社ジェー・ エム・シー・ 埼 玉 県 川 口 市 元 郷二丁目 15 番 28- 802 号	令 和 7 (2025) 年 9 月 27 日
栃 木 県 第 1889 号	消石灰	70 消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	有限会社ジェー・ エム・シー・ 埼 玉 県 川 口 市 元 郷二丁目 15 番 28- 802 号	令 和 7 (2025) 年 9 月 27 日

栃 木 県 第1891号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社ジェー・エム・シー・ 埼玉県川口市元郷二丁目15番28-802号	令 和 7 (2025) 年 9 月27日
栃 木 県 第1892号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土カル	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社ジェー・エム・シー・ 埼玉県川口市元郷二丁目15番28-802号	令 和 7 (2025) 年 9 月27日
栃 木 県 第1893号	混合石灰肥料	粒状混合石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社ジェー・エム・シー・ 埼玉県川口市元郷二丁目15番28-802号	令 和 7 (2025) 年 9 月27日
栃 木 県 第1916号	蒸製骨粉	鶏豚混合蒸製骨粉 5 号	窒素全量 3.5 りん酸全量 20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	栃木県レンダリング事業協同組合 栃木県宇都宮市下川俣町211番地	令 和 7 (2025) 年 10月 2 日
栃 木 県 第1917号	蒸製骨粉	鶏豚混合蒸製骨粉 6 号	窒素全量 3.5 りん酸全量 21.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	栃木県レンダリング事業協同組合 栃木県宇都宮市下川俣町211番地	令 和 7 (2025) 年 10月 2 日

栃木県告示第446号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 (2025) 年10月17日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者 の 氏 名 又は名称及び住所	失 効 年 月 日
栃 木 県 第1430号	炭酸カルシウム肥料	17炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 17.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	日鉄鉱建材株式会社 東京都新宿区左門町 1 番地18号	令 和 7 (2025) 年 9 月 1 日

(経営技術課)

栃木県告示第 447 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7（2025）年 10 月 17 日から同年 11 月 17 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7（2025）年 10 月 17 日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 461 号	大田原市南金丸字西原 1509-2 から 大田原市南金丸字西原 1504-2 まで	令和 7（2025）年 10 月 17 日
61	主 要 地 方 道 真 岡 那 須 烏 山 線	芳賀郡芳賀町大字祖母井 1203 から 芳賀郡芳賀町大字祖母井 1561-4 まで	令和 7（2025）年 10 月 20 日

（道路保全課）